

○九州地方整備局告示第八十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和三年五月二十一日

九州地方整備局長 村山 一弥

第1 起業者の名称 大分県

第2 事業の種類 一般国道 212 号改築工事（日田拡幅・大分県日田市大字三和字郷四郎地内から同市大字渡里字宮田地内まで）並びにこれに伴う県道改築工事及び農業用水路付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 大分県日田市大字三和字郷四郎、字官泰、字鮎町、字榎町、字ナカツル、字長迫、字住吉ノ後、字桑原、字五反田、字七枝、字経田、字淵ノ上、字迫町、字森ノ本、字小杉、字郡町、字榎田及び字喜四郎並びに大字渡里字宮田地内
- 2 使用の部分 大分県日田市大字三和字郷四郎、字官泰、字鮎町、字榎町、字ナカツル、字長迫、字住吉ノ後、字桑原、字五反田、字七枝、字経田、字淵ノ上、字迫町、字森ノ本、字小杉、字郡町、字榎田及び字喜四郎並びに大字渡里字宮田地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

「一般国道 212 号改築工事（日田拡幅）並びにこれに伴う県道改築工事及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）は、大分県日田市大字三和字日ノ本地内から同市大字渡里字拍手地内までの延長 2,850m の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事並びにこれに伴う県道改築工事及び農業用水路付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道 212 号改築工事（日田拡幅）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 2 号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により阻害される県道の従来

の機能を維持するための改築工事は、道路法第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、本体事業の施行により遮断される農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる土地改良区が設置する用水路に関する事業に該当する（以下これらを「関連事業」という。）。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道212号（以下「本路線」という。）は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けておらず、本件区間は、大分県内に存することから、道路法第13条第1項の規定により大分県が道路管理者となる。また、本件区間の改築について起業者である大分県は、道路法第74条の規定に基づく国土交通大臣の認可を受けており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、大分県中津市を起点とし、日田市を經由し、熊本県阿蘇市に至る延長134.5kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する日田市は、県西部地域における拠点都市であり、同市街地周辺には、工業団地や木材加工団地等が整備され、これらの製材品等は、本路線のほか、高速自動車国道九州横断自動車道（長崎大分線）などを利用して県内外へ出荷されている。

しかしながら、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、物流等による通過交通に広く利用されるとともに、沿線には病院、店舗、事業所及び飲食店等が存していることなどから、物流等による通過交通と沿線地域住民による地域内交通とがふくそうし、自動車交通量が多いにもかかわらず、2車線の道路であることから、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

令和元年11月に起業者が実施した交通量調査によると、現道の自動車交通量は、日田市大字三和字迫町地内で13,708台/日、同市大字渡里字宮田地内で16,665台/日であり、混雑度はそれぞれ1.40、1.48となっている。

本件事業の完成により、現道が4車線に拡幅されることから、交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和2年10月に、同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行にあたり、当該措置を講ずることとしている。

また、同調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているニホンウナギ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているヤマトシマドジョウ等、準絶滅危惧として掲載されているトノサマガエル等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているアカササゲ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズマツバ等、準絶滅危惧として掲載されているカワヂシャ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は小さいとされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が3箇所存在するが、起業者は、大分県教育委員会と協議の上、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第1級の規格に基づき、現道を4車線に拡幅する事業であり、その事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成6年12月27日に都市計画決定され、

平成24年12月21日に変更決定された都市計画と、交差点形状等を除き基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う関連事業の事業計画についても、施設的位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、日田市長を会長とする一般国道212号改修促進期成会から本件事業の整備促進に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

大分県日田市役所